

**【重要】内線未落成等の理由により弊社供給工事が着手できなかった場合における
再度の工事調整について**

弊社の責によらない事由による内線工事の未落成により弊社供給工事が着手できなかった場合における**弊社の再工事日は、あらためて新たな内線落成日を再登録いただいた時点での最短の工事可能日以降とさせていただきます（最短の工事可能日より早い日程での調整はできかねます）。**

つきましては、内線落成予定日までの内線設備の施工完了を徹底いただくとともに、内線工事完了予定が延期となる場合は、2営業日前までに工程変更登録をいただきますようお願い申し上げます。

なお、やむを得ない理由により2営業日前までに工程変更登録をいただけない場合には、それが判明した時点で速やかに弊社までご連絡をいただくとともに、その理由をご説明くださいますようお願い申し上げます。

<弊社の責によらない事由により供給工事ができない一例>

事由（例）	具体的なケース
① お客さまが不在	・お客さまより立会い工事を指定された日時に何うもお客さまが不在であった場合 ・お客さま不在により弊社が工事箇所に入れない場合
② 内線工事が未落成	・分電盤、計器取付板、受電点、お客さま柱等の施工が未完了であった場合 ・受電点の地上高不足や弱電線との離隔不足等、電気設備技術基準の規定を満たさない場合
③ 建物の工事都合	・建物が建築用足場等で囲われ、弊社工事ができない場合 ・外構工事および当該建物に関わる工事（通信線・ガス工事等）により弊社が工事箇所に入れない場合

※地震・台風・洪水・大雪・津波・土砂崩れ・落雷・竜巻などの自然災害により長期間現地に立ち入れないなどの理由により予定日までに内線工事が完了できない場合および、送電の遅れが需要者の生命維持に関わるような個別事由においては例外とします。

(1) 運用変更対象

再工事が2026年3月20日以降（予定）となるもの

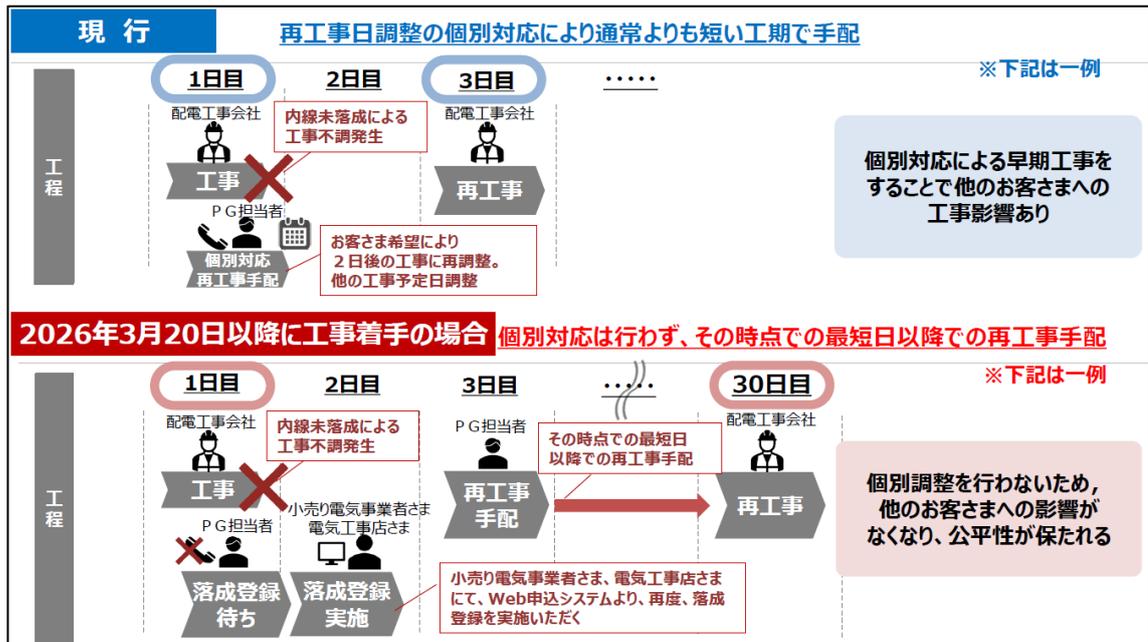
(2) 運用変更に至った背景

弊社供給工事日については、落成登録時に申請いただいた内線落成日以降、弊社で「必要工期」を確保したうえで設定しておりますが、これまで弊社の責によらない事由による内線未落成等の理由で弊社供給工事が実施できなかった場合にも、引き渡し日等を考慮の上、予定外工事に対応できる工事力を確保し、本来の必要工期より早期に工事が

実施できるような手配を個別に調整していたケースがございました。

しかしながら、この個別調整を行う場合、弊社供給工事が決定されている他の小売電気事業者さま、電気工事店さま及び需要者さまとお約束している工事日を変更する必要が生じ、多大なるご迷惑をおかけしていたこと等の影響に鑑み、このたび運用を変更することといたしましたので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

<参考：運用イメージ>



以上